

しんかわはやし だんごねんぶつ
「新川囃子」、「団子念仏」が牛久市認定市民文化遺産に初認定！

地域によって守り伝えられてきた文化遺産を未来へ

牛久市では、令和5年7月に「牛久市認定市民文化遺産制度」を創設しました。この制度は、国・県・市の指定文化財や国登録有形文化財に指定、登録されていないものの中で、地域によって守り伝えられてきた、伝統的な祭りや行事・建造物などの文化遺産をより広く把握し、地域とともに保護し、活用していく体制を整えることを目的としています。

このたび、「新川囃子」(牛久町)と「団子念仏」(桂町)を初の市民文化遺産に認定しました。以下のとおり認定書の交付式を行いますので、ぜひ、ご取材ください。

新たに認定された2件の市認定市民文化遺産について

新川囃子(しんかわはやし)

平成9年に結成された「新川囃子 牛久壹番組」^{いちばんぐみ}によって、牛久町の八坂神社の夏の祭礼である^{いちはんぐみ}ぎおんまつり ^{だし} だし 祇園祭の山車巡行などで披露される祭り囃子。山車上で笛や太鼓の生演奏にあわせて「おかめ・ひよっとこ」が踊り、山車巡行を盛り上げます。令和7年は7月19日、20日の上町区夏祭り、7月27日のかっぱ祭りで披露予定です。



団子念仏(だんごねんぶつ)

桂町の金剛院で、秋の彼岸入り前日に行われる伝統行事で、無病息災や家内安全、五穀豊穡^{おおじゆず}などを祈願し、長さ約33メートルの大数珠を輪になり回す数珠繰りを行います。牛久市内唯一の、団子を作って仏前に備える^{ねんぶつこう}念仏講です。令和7年は9月19日に行われます。地域に伝わる大切な伝統行事です。見学・参加は参集者のご迷惑にならないようにご配慮をお願いします。



牛久市認定市民文化遺産の認定書の交付式について

今回の牛久市認定市民文化遺産の認定に際しまして、認定書の交付式を執り行います。

■日時 令和7年7月1日(火) 15:30～

■場所 牛久市役所本庁舎 3階庁議室

■出席者 ○新川 唯子 牛久壹番組 入江 唯晃 様
○金剛院 住職 弘海 良順 様
○牛久市長 沼田 和利

牛久市認定市民文化遺産制度について

地域に伝え残され、かつ、親しまれている文化遺産のうち保存・活用の必要なものを「牛久市認定市民文化遺産」として認定する制度です。

【種別】

有形市民文化遺産・・・建造物、絵画・彫刻・工芸品、考古資料、歴史資料 など

無形市民文化遺産・・・風俗慣習(年中行事や祭事)、伝承、民俗芸能、伝統技術 など

記念物・・・史跡、名勝、天然記念物 など

【市民文化遺産認定の要件】

以下の全てを満たす必要があります。

- ・主たる所在地が牛久市内であるもの。または牛久市内を活動拠点とするもの。
- ・所有者、管理者、保持者又は保持団体が明確で認定への合意が得られたもの。
- ・概ね50年以上の歴史のあるもので、牛久市内で市民等により継承された実績のあるものが望ましい。

【市民文化遺産に認定されると】

- ・認定書を交付します。
- ・認定された市民文化遺産は、市ホームページなどで紹介します。
- ・補助金などの金銭的な助成はありませんが、管理方法や現状変更等について、専門家による指導助言を受けることができます。

応募(申請)方法については、HPにてご確認ください。

URL : <https://www.city.ushiku.lg.jp/page/page012548.html>

お問い合わせ

○市民文化遺産に関すること

牛久市環境経済部未来創造課

文化財・シャトー活用推進室

担当:飛鳥川、有蘭(☎029-874-3121)

Email bunkazai@city.ushiku.ibaraki.jp

○発信元

〒300-1292 牛久市中央 3-15-1

牛久市市長公室広報広聴課

☎029-873-2111(内線 3221・3222)

Email kouhou@city.ushiku.ibaraki.jp